第 21 号

平成27年度徳島県病院事業会計予算

(総則)

第1条 平成27年度徳島県病院事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(2) 年 間 患 者 数

 入
 院
 213,012人

 外
 来
 267,786人

(3) 1 日 平 均 患 者 数

入院582人外来1,102人

(4) 主要な建設改良事業

病院増改築工事費 3,338,000千円 医療器械及び備品購入費 249,433千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収入

 第1款 病 院 事 業 収 益
 21,843,438千円

 第1項 医 業 収 益
 18,105,601千円

 第2項 医 業 外 収 益
 3,737,837千円

支出

 第1款 病 院 事 業 費 用
 22,363,694千円

 第1項 医 業 費 用
 21,589,405千円

第2項 医 業 外 費 用

774,289千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額983,834千円は、当年度分消費税及び地方消費税 資本的収支調整額4,619千円及び過年度分損益勘定留保資金979,215千円で補てんするものとする。)。

Ţ	X		人	
第1款 資 本	的 収	入		8, 238, 967千円
第1項 企	業	債		2,502,000千円
第2項 負	担	金		684,759千円
第3項 他会	計からの借	入金		4,000,000千円
第4項 補	助	金		1,052,208千円
3	支		出	
第1款 資 本	的 支	出		9, 222, 801千円
第1項 建	設 改 良	費		3,597,369千円
第2項 企	業 債 償	還 金		1,342,355千円
第3項 他会記	計からの借入	金償還金		4, 283, 077千円
(企業債)				

第5条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額起債の方法	利率	償 還 の 方 法
病院整備事業	千円 2,502,000 証書借入又は証券発 行	年5%以内(ただし,利率見直し方式で借り入れる資金について,利率の見直しを行った後においては,当該見直し後の利率)	融資機関の融資条件による。ただし、必要の生じた場合は全部若しくは一部繰上償還し、又は借換えすることができる。

(一時借入金)

第6条 一時借入金の限度額は、5,000,000千円と定める。

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第7条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議 決を経なければならない。

(1) 職 員 給 与 費

11, 182, 665千円

(たな卸資産の購入限度額)

第8条 たな卸資産の購入限度額は、4,760,000千円と定める。

平成27年2月12日提出

第 22 号

平成27年度徳島県電気事業会計予算

(総則)

第1条 平成27年度徳島県電気事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 供給電力量 水力発電所 326,300,000 k W h 太陽光発電所 4,692,000 k W h (2) 建設改良工事 既設設備改良工事 1,757,884千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

		10					
第1款	事	業	収	益		3, 118, 6	621千円
第1項	頁営	業	収	益		2, 885, 8	542千円
第2項	頁附	帯事	業	収 益		202, 6	694千円
第3項	頁 財	務	収	益		22, 5	569千円
第4項	事	業	外山	又 益		7,8	816千円
		支			出		

1,010111		, IIII.	/ I /	//~	., .,	714 1 5
出	出			支		
2,919,511千円		用	費	業	事	第1款
2,691,209千円		用	費	業	頁営	第1月
175, 225千円		費用	業業	带事	頁附	第2月
12千円		用	費	務	頁財	第3月
48,065千円		費用	外 費	業	事	第4月
2,000千円		失	損	別	頁 特	第5月
3,000千円		費	備		頁 予	第6月

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額2,060,890千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額129,877千円、中小水力発電開発改良積立金610,798千円及び過年度分損益勘定留保資金1,320,215千円で補てんするものとする。)。

収入

第1款資本的収入

654.994千円

第1項 固定資產売却代

4.548千円

第2項 他会計長期貸付金等返還金

650,446千円

支出

第1款資本的支出

2.715.884千円

第1項建 設 改 良 費

1,757,884千円

第2項 投

958.000千円

(一時借入金)

第5条 一時借入金の限度額は、1.500,000千円と定める。

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

- 第6条 次に掲げる経費については、これらの経費の金額を、これらの経費のうち他の経費の金額に、若しくはこれら以外の経費の金額に流用し、又はこれら 以外の経費をこれらの経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。
 - (1) 職 員 給 与 費

1,028,110千円

(2) 交 際 費

114千円

(たな卸資産の購入限度額)

第7条 たな卸資産の購入限度額は、10,000千円と定める。

平成27年2月12日提出

第 23 号

平成27年度徳島県工業用水道事業会計予算

阿南工業用水道改良工事

498.123千円

(総則)

第1条 平成27年度徳島県工業用水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1)	給水事業所数	33	吉野川北岸工業用水道	22
			阿南工業用水道	11
(2)	年間総給水量	66, 399, 720 m³	吉野川北岸工業用水道	38, 730, 120 m³
			阿南工業用水道	27, 669, 600 m ³
(3)	1日平均給水量	181, 420 m³	吉野川北岸工業用水道	105, 820 m³
			阿南工業用水道	75, 600 m³
(4)	建設改良工事		吉野川北岸工業用水道改良工事	599,850千円

(収益的収入及び支出)

収

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

 第1款事業収益
 1,182,932千円

 第1項営業収益
 1,115,189千円

 第2項営業外収益
 67,743千円

 支出

 第1款事業費用
 1,085,632千円

 第1項営業費用
 995,932千円

 第2項営業外費用
 89,700千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額379,302千円は、当年度分消費税及び地方消費税 資本的収支調整額80,102千円及び過年度分損益勘定留保資金299,200千円で補てんするものとする。)。

収入

第1款資本的収入

900,577千円

第1項 固定資產売却代

577千円

第2項 他会計長期借入金

900.000千円

支

出

第1款資本的支出

1.279.879千円

第1項建設改良費

1.097.973千円

第2項 企 業 債 償 還 金

181,906千円

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項. 期間及び限度額は. 次のとおりと定める。

事	項	期	間	限	度	額
長岸水管橋撤去事業工事請負契約		平 成 28	8 年 度		51, (000千円
鳴門配水本管(撫養)布設替事業工事請負契約		平 成 28	8 年 度		55, (000千円
幸野配水支管布設替事業工事請負契約		平成 28	8 年 度		88, (000千円

(一時借入金)

第6条 一時借入金の限度額は、500,000千円と定める。

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第7条 次に掲げる経費については、これらの経費の金額を、これらの経費のうち他の経費の金額に、若しくはこれら以外の経費の金額に流用し、又はこれら 以外の経費をこれらの経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職 員 給 与 費

229.826千円

(2) 交 際 費

14千円

(たな卸資産の購入限度額)

第8条 たな卸資産の購入限度額は、20,000千円と定める。

平成27年2月12日提出

第 24 号

平成27年度徳島県土地造成事業会計予算

(総則)

第1条 平成27年度徳島県土地造成事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 工業用地の管理事業

1.173千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収入

第1款 事 業 収 益 11,172千円

第1項 営 業 収 益 7,740千円

第2項 営 業 外 収 益 3,432千円

支出

第1款 事 業 費 用 1,517千円

第1項 営 業 費 用 1,516千円

第2項 営 業 外 費 用 1千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収入

第1款 資 本 的 収 入 382.077千円

第1項 他会計長期貸付金返還金 382,077千円

(一時借入金)

第5条 一時借入金の限度額は、30,000千円と定める。

					04	
平成27年2月12日提出						
	徳島県知事	飯	泉	嘉	門	

第 25 号

平成27年度徳島県駐車場事業会計予算

(総則)

第1条 平成27年度徳島県駐車場事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 収 容 台 数 525台

(2) 建 設 改 良 工 事 既設設備改良工事 4,100千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収入

 第1款事業収益
 76,761千円

 第1項営業収益
 75,031千円

 第2項営業外収益
 1,730千円

支出

第1款 事 業 費 用 67,194千円

第1項 営 業 費 用 67,188千円

第2項 営 業 外 費 用 6千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収入

第1款 資 本 的 収 入 67,000千円

第1項 他会計長期貸付金返還金 67,000千円

支出

第1款 資 本 的 支 出 4,100千円

第1項建設改良費

4,100千円

(一時借入金)

第5条 一時借入金の限度額は、300,000千円と定める。

(たな卸資産の購入限度額)

第6条 たな卸資産の購入限度額は、1,000千円と定める。

平成27年2月12日提出